財 政 第 13 号 健生発 0129 第 1 号 令和 7 年 1 月 29 日

株式会社日本政策金融公庫 代表取締役総裁 田中 一穂 殿

財務省大臣官房総括審議官 寺 岡 光 博

厚生労働省健康・生活衛生局長 大 坪 寛 子

貸付制度要綱の一部改正について

標記の件について、別添のとおり一部改正し、令和7年1月29日から実施することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

新企業育成・事業安定等貸付制度(特例貸付)要綱

# 新企業育成 • 事業安定等貸付制度(特例貸付)要綱

旧

#### I 生活衛生関係営業新企業育成資金

#### 1 目 的

生活衛生関係営業に長期継続して雇用されている従業員等が新規開業する場合等を支援するために必要な資金の貸付けに関し、貸付期間等に特例を設けることにより、雇用の促進及び地域活性化に資することを目的とする。

#### 2 貸付対象

生活衛生関係営業を新規開業しようとする者又は新規開業して概ね7年以内の者であって、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第56条の3第1項の規定により認定を受けた振興計画に基づく事業を行うもの(以下「振興計画に基づく事業を行う者」という。)又は新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められるもの

## 3 資金使途

2に掲げる者が必要とする設備資金及び運転資金とする。ただし、運転資金については、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。

## 4 貸付方式

直接貸付及び代理貸付。ただし、5の(4)の①のヌ及び5の(4)の②のヌに係るものについては、直接貸付に限る。

# 5 貸付条件

(1) 貸付限度

貸付限度額は、一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度とする。

- (2) 貸付期間
  - ① 設備資金については20年以内とする。

# I 生活衛生関係営業新企業育成資金

#### 1 目 的

生活衛生関係営業に長期継続して雇用されている従業員等が新規開業する場合等を支援するために必要な資金の貸付けに関し、貸付期間等に特例を設けることにより、雇用の促進及び地域活性化に資することを目的とする。

# 2 貸付対象

生活衛生関係営業を新規開業しようとする者又は新規開業して概ね7年以内の者であって、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第56条の3第1項の規定により認定を受けた振興計画に基づく事業を行うもの(以下「振興計画に基づく事業を行う者」という。)又は新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められるもの

# 3 資金使涂

2に掲げる者が必要とする設備資金及び運転資金とする。ただし、運転資金については、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。

# 4 貸付方式

直接貸付及び代理貸付。ただし、5の(4)の①のヌ及び5の(4)の②のヌに係るものについては、直接貸付に限る。

- 5 貸付条件
- (1) 貸付限度

貸付限度額は、一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度とする。

- (2) 貸付期間
  - ① 設備資金については20年以内とする。

② 運転資金については10年以内とする。

(3) 据置期間

5年以内とする。

- (4) 貸付利率
  - ① 設備資金

基準利率とする。ただし、次に掲げるもの(ル及びヲに規定する基準利率から一定の利率を控除した利率を適用するものを除く。)については、合計2億7,000万円を限度として、それぞれに定める利率とする。

- イ 振興事業特定施設設備については、別に定める特別利率③とする。
- ロ 女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)が必要とする設備 資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率①とす る。
- ハ 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。) 等又は独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは株式会社産業革新投 資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資(転換社債、新株引受 権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。以下同じ。) を受けている者(見込まれる者を含む。)が必要とする設備資金について は、別に定める特別利率②とする。
- 二 Uターン等により地方で新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率①とする。ただし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条に定める過疎地域で新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率②とする。
- ホ 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率①とする。ただし、認定特定創業支援等事業を受けて新規開業しようとする又は新規開業した者のうち、女性又は若年者(35歳未満)が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率②とする。

旧

- ② 運転資金については10年以内とする。
- (3) 据置期間 5年以内とする。
- (4) 貸付利率
  - ① 設備資金

基準利率とする。ただし、次に掲げるもの(ル及びヲに規定する基準利率から一定の利率を控除した利率を適用するものを除く。)については、合計2億7,000万円を限度として、それぞれに定める利率とする。

- イ 振興事業特定施設設備については、別に定める特別利率③とする。
- ロ 女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)が必要とする設備 資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率①とす る。
- ハ 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。) 等又は独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは株式会社産業革新投 資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資(転換社債、新株引受 権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。以下同じ。) を受けている者(見込まれる者を含む。)が必要とする設備資金について は、別に定める特別利率②とする。
- 二 Uターン等により地方で新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率①とする。ただし、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条に定める過疎地域で新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率②とする。
- ホ 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率①とする。ただし、認定特定創業支援等事業を受けて新規開業しようとする又は新規開業した者のうち、女性又は若年者(35歳未満)が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率②とする。

旧

- へ デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。) を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しよ うとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を 除く。)については、別に定める特別利率③(起業支援金の交付決定を受 けて新規開業しようとする者又は新規開業した者については、別に定める 特別利率②)とする。
- ト 総務省通知「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年3月31日付け総 行応第38号)に規定する地域おこし協力隊の任期を終了した者であって、 地域おこし協力隊として活動した地域において新規開業しようとするも の又は新規開業したものが必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。) については、別に定める特別利率①とする。
- チ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる別表に掲げる者であって、一定の 製品化及び売上が見込めるものが事業を行うために必要とする設備資金 (土地に係る資金を除く。)については、次のそれぞれに定める利率とす る。
  - (イ) 別表の1、4及び5 (J-Startup プログラム又は J-Startup 地域版プログラムに選定された者については、別に定める要件を満たす者に限る。) については、別に定める特別利率②とする。
  - (ロ) 別表の2については、別に定める特別利率③とする。
  - (ハ) 別表の3については、別に定める特別利率①とする。
- リ 外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年12月28日経済産業省告示第256号)第2の5に規定する特定外国人起業家であって、新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率①とする。
- ヌ 新規開業しようとする者又は新規開業して税務申告を2期終えていない者で最近の決算期における売上高減価償却前経常利益率がマイナスのもののうち、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超となることが見込まれるものが必要とする設備資金については、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超を達成した場合、貸付から3年経過後の貸付利率を基準利率-0.2%(土地に係る資金を除く。)とする(雇用創出を伴う場合に限る。)。ただし、女性、

- へ デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。) を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しよ うとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を 除く。)については、別に定める特別利率③(起業支援金の交付決定を受 けて新規開業しようとする者又は新規開業した者については、別に定める 特別利率②)とする。
- ト 総務省通知「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年3月31日付け総 行応第38号)に規定する地域おこし協力隊の任期を終了した者であって、 地域おこし協力隊として活動した地域において新規開業しようとするも の又は新規開業したものが必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。) については、別に定める特別利率①とする。
- チ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる別表に掲げる者であって、一定の 製品化及び売上が見込めるものが事業を行うために必要とする設備資金 (土地に係る資金を除く。)については、次のそれぞれに定める利率とす る。
  - (イ) 別表の1、4及び5 (J-Startup プログラム又は J-Startup 地域版プログラムに選定された者については、別に定める要件を満たす者に限る。) については、別に定める特別利率②とする。
  - (ロ) 別表の2については、別に定める特別利率③とする。
  - (ハ) 別表の3については、別に定める特別利率①とする。
- リ 外国人起業活動促進事業に関する告示(平成30年12月28日経済産業省告示第256号)第2の5に規定する特定外国人起業家であって、新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金(土地に係る資金を除く。)については、別に定める特別利率①とする。
- ヌ 新規開業しようとする者又は新規開業して税務申告を2期終えていない者で最近の決算期における売上高減価償却前経常利益率がマイナスのもののうち、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超となることが見込まれるものが必要とする設備資金については、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超を達成した場合、貸付から3年経過後の貸付利率を基準利率-0.2%(土地に係る資金を除く。)とする(雇用創出を伴う場合に限る。)。ただし、女性、

旧

若年者 (35 歳未満) 又は高齢者 (55 歳以上) の場合は、別に定める特別 利率①とし、貸付後 2 期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率 が 5%超を達成した場合、貸付から 3 年経過後の貸付利率を別に定める特別利率①-0.2% (土地に係る資金を除く。) とする (雇用創出を伴う場合に限る。)。

- ル 東日本大震災の影響により離職したことに起因して新規開業しようとする者又は新規開業した者であって、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に定める避難指示・解除区域(以下「避難指示・解除区域」という。)が所在した市町村内に事業所を有し事業活動を行うものが必要とする設備資金については、1,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率-1.4%、3年経過後は基準利率-0.5%とする。ただし、イからヌに規定する貸付利率が上記利率より低い場合は、当該利率を適用する。
- ヲ 避難指示・解除区域が所在した市町村内において、東日本大震災後に新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金については、1,000万円を限度として、基準利率-0.5%とする。ただし、イからヌに規定する貸付利率が上記利率より低い場合は、当該利率を適用する。

## ② 運転資金

基準利率とする。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める 利率とする。

- イ 標準営業約款登録営業者が必要とする運転資金については、別に定める 特別利率①とする。
- ロ 女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)が必要とする運転 資金については、別に定める特別利率①とする。
- ハ 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。) 等又は独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは株式会社産業革新投 資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資(転換社債、新株引受 権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。以下同じ。) を受けている者(見込まれる者を含む。)が必要とする運転資金について は、別に定める特別利率②とする。
- ニ Uターン等により地方で新規開業しようとする者又は新規開業した者

若年者 (35 歳未満) 又は高齢者 (55 歳以上) の場合は、別に定める特別 利率①とし、貸付後 2 期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率 が 5%超を達成した場合、貸付から 3 年経過後の貸付利率を別に定める特別利率①-0.2% (土地に係る資金を除く。) とする (雇用創出を伴う場合に限る。)。

- ル 東日本大震災の影響により離職したことに起因して新規開業しようとする者又は新規開業した者であって、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に定める避難指示・解除区域(以下「避難指示・解除区域」という。)が所在した市町村内に事業所を有し事業活動を行うものが必要とする設備資金については、1,000万円を限度として、貸付後3年間に限り基準利率-1.4%、3年経過後は基準利率-0.5%とする。ただし、イからヌに規定する貸付利率が上記利率より低い場合は、当該利率を適用する。
- ヲ 避難指示・解除区域が所在した市町村内において、東日本大震災後に新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする設備資金については、1,000万円を限度として、基準利率-0.5%とする。ただし、イからヌに規定する貸付利率が上記利率より低い場合は、当該利率を適用する。

#### ② 運転資金

基準利率とする。ただし、次に掲げるものについては、それぞれに定める 利率とする。

- イ 標準営業約款登録営業者が必要とする運転資金については、別に定める 特別利率①とする。
- ロ 女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)が必要とする運転 資金については、別に定める特別利率①とする。
- ハ 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。) 等又は独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは株式会社産業革新投 資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資(転換社債、新株引受 権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。以下同じ。) を受けている者(見込まれる者を含む。)が必要とする運転資金について は、別に定める特別利率②とする。
- ニ Uターン等により地方で新規開業しようとする者又は新規開業した者

旧

が必要とする運転資金については、別に定める特別利率①とする。ただし、 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号) 第2条に定める過疎地域で新規開業しようとする者又は新規開業した者が 必要とする運転資金については、別に定める特別利率②とする。

- ホ 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする運転資金については、別に定める特別利率①とする。ただし、認定特定創業支援等事業を受けて新規開業しようとする又は新規開業した者のうち、女性又は若年者(35歳未満)が必要とする運転資金については、別に定める特別利率②とする。
- へ デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。) を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しよ うとする者又は新規開業した者が必要とする運転資金については、別に定 める特別利率③(起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする者 又は新規開業した者については、別に定める特別利率②)とする。
- ト 総務省通知「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年3月31日付け総行応第38号)に規定する地域おこし協力隊の任期を終了した者であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新規開業しようとするもの又は新規開業したものが必要とする運転資金については、別に定める特別利率①とする。
- チ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる別表に掲げる者であって、一定の 製品化及び売上が見込めるものが事業を行うために必要とする運転資金 については、次のそれぞれに定める利率とする。
  - (イ) 別表の1、4及び5 (J-Startup プログラム又は J-Startup 地域版プログラムに選定された者については、別に定める要件を満たす者に限る。) については、別に定める特別利率②とする。
  - (ロ) 別表の2については、別に定める特別利率③とする。
  - (ハ) 別表の3については、別に定める特別利率①とする。
- リ 外国人起業活動促進事業に関する告示(平成 30年12月28日経済産業 省告示第256号)第2の5に規定する特定外国人起業家であって、新規開

が必要とする運転資金については、別に定める特別利率①とする。ただし、 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号) 第2条に定める過疎地域で新規開業しようとする者又は新規開業した者が 必要とする運転資金については、別に定める特別利率②とする。

- ホ 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業を受けて新規開業しようとする者又は新規開業した者が必要とする運転資金については、別に定める特別利率①とする。ただし、認定特定創業支援等事業を受けて新規開業しようとする又は新規開業した者のうち、女性又は若年者(35歳未満)が必要とする運転資金については、別に定める特別利率②とする。
- へ デジタル田園都市国家構想交付金(旧:地方創生推進交付金を含む。) を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新規開業しよ うとする者又は新規開業した者が必要とする運転資金については、別に定 める特別利率③(起業支援金の交付決定を受けて新規開業しようとする者 又は新規開業した者については、別に定める特別利率②)とする。
- ト 総務省通知「地域おこし協力隊推進要綱」(平成21年3月31日付け総行応第38号)に規定する地域おこし協力隊の任期を終了した者であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新規開業しようとするもの又は新規開業したものが必要とする運転資金については、別に定める特別利率①とする。
- チ 技術・ノウハウ等に新規性がみられる別表に掲げる者であって、一定の製品化及び売上が見込めるものが事業を行うために必要とする運転資金については、次のそれぞれに定める利率とする。
  - (イ) 別表の1、4及び5 (J-Startup プログラム又は J-Startup 地域版プログラムに選定された者については、別に定める要件を満たす者に限る。) については、別に定める特別利率②とする。
  - (ロ) 別表の2については、別に定める特別利率③とする。
  - (ハ) 別表の3については、別に定める特別利率①とする。
- リ 外国人起業活動促進事業に関する告示(平成 30 年 12 月 28 日経済産業 省告示第 256 号)第 2 の 5 に規定する特定外国人起業家であって、新規開

業しようとする者又は新規開業した者が必要とする運転資金については、 別に定める特別利率①とする。

ヌ 新規開業しようとする者又は新規開業して税務申告を2期終えていない者で最近の決算期における売上高減価償却前経常利益率がマイナスのもののうち、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超となることが見込まれるものが必要とする運転資金については、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超を達成した場合、貸付から3年経過後の貸付利率を基準利率-0.2%とする(雇用創出を伴う場合に限る。)。ただし、女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)の場合は、別に定める特別利率①とし、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超を達成した場合、貸付から3年経過後の貸付利率を別に定める特別利率①-0.2%とする(雇用創出を伴う場合に限る。)。

#### (5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第 1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

6 取扱期間

令和7年3月31日までとする。

- Ⅱ 生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金
- 1 目的

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併 等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約する生活衛生関係 営業を営む者及び事業を承継・集約される生活衛生関係営業を営む者の資金調 達の円滑化を支援することを目的とする。

2 貸付対象

生活衛生関係営業を営む者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者含む。)と共に事業 承継計画を策定している者

旧

業しようとする者又は新規開業した者が必要とする運転資金については、 別に定める特別利率①とする。

ヌ 新規開業しようとする者又は新規開業して税務申告を2期終えていない者で最近の決算期における売上高減価償却前経常利益率がマイナスのもののうち、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超となることが見込まれるものが必要とする運転資金については、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超を達成した場合、貸付から3年経過後の貸付利率を基準利率-0.2%とする(雇用創出を伴う場合に限る。)。ただし、女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)の場合は、別に定める特別利率①とし、貸付後2期目の決算期における売上高減価償却前経常利益率が5%超を達成した場合、貸付から3年経過後の貸付利率を別に定める特別利率①-0.2%とする(雇用創出を伴う場合に限る。)。

# (5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第 1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

6 取扱期間

令和7年3月31日までとする。

- Ⅱ 生活衛生関係営業事業承継・集約・活性化支援資金
- 1 目的

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併 等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約する生活衛生関係 営業を営む者及び事業を承継・集約される生活衛生関係営業を営む者の資金調 達の円滑化を支援することを目的とする。

2 貸付対象

生活衛生関係営業を営む者であって、次のいずれかに該当するもの

(1) 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者含む。)と共に事業 承継計画を策定している者

- (2) 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者及び当該事業者から事業を承継・集約される者
- (3) 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業本部)が貸付けに際して経営者個人保証を免除するもの(ただし、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。)

#### 3 資金使涂

- (1) 2の(1)に掲げる者が、事業承継計画を実施するために必要とする設備資金及 び運転資金(ただし、運転資金については、振興計画に基づく事業を行う者が 必要とするものに限る。)
- (2) 2の(2)に掲げる者が、事業の承継・集約を行うために必要な設備資金及び運 転資金(当該事業を承継・集約される者が必要な設備資金及び運転資金並びに 当該事業を承継・集約される者に対する転貸資金を含む。)(ただし、運転資 金については、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。) なお、事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)が必要とする運転資 金については、事業用資産に係る相続税を納税するために必要な資金を含み、 転貸資金は、事業を承継・集約される者が事業を譲渡するために必要な資金及 び借入債務の返済資金に限る。
- (3) 2の(3)に掲げる者が、金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金
- 4 貸付方式 直接貸付及び代理貸付
- 5 貸付条件
- (1)貸付限度 貸付限度額は、一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度とする。
- (2) 貸付期間
  - ① 設備資金については20年以内とする。

旧

- (2) 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う者及び当該事業者から事業を承継・集約される者
- (3) 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業本部)が貸付けに際して経営者個人保証を免除するもの(ただし、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。)

#### 3 資金使途

- (1) 2 の(1) に掲げる者が、事業承継計画を実施するために必要とする設備資金及 び運転資金(ただし、運転資金については、振興計画に基づく事業を行う者が 必要とするものに限る。)
- (2) 2の(2)に掲げる者が、事業の承継・集約を行うために必要な設備資金及び運 転資金(当該事業を承継・集約される者が必要な設備資金及び運転資金並びに 当該事業を承継・集約される者に対する転貸資金を含む。)(ただし、運転資 金については、振興計画に基づく事業を行う者が必要とするものに限る。) なお、事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)が必要とする運転資 金については、事業用資産に係る相続税を納税するために必要な資金を含み、 転貸資金は、事業を承継・集約される者が事業を譲渡するために必要な資金及 び借入債務の返済資金に限る。
- (3)2の(3)に掲げる者が、金融機関との取引状況の変化に伴い必要とする運転資金
- 4 貸付方式 直接貸付及び代理貸付
- 5 貸付条件
- (1)貸付限度 貸付限度額は、一般貸付又は振興事業貸付の貸付限度とする。
- (2) 貸付期間
  - ① 設備資金については20年以内とする。

- ② 運転資金については10年以内とする。
- (3) 据置期間5年以内とする。
- (4) 貸付利率
  - 設備資金

基準利率とする。ただし、次のイ及び口に掲げるものについて、それぞれ に定める利率とする。

- イ 2の(1)に掲げる者に係る資金については、別に定める特別利率①とする。ただし、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合については、別に定める特別利率②、振興計画に基づく事業を行う者については、別に定める特別利率③とする。
- ロ 2の(2)に掲げる者に係る資金であって、次の(イ)から(ニ)に掲げる ものについては、それぞれに定める利率とする。ただし、振興計画に基づ く事業を行う者については、別に定める特別利率③とする。
  - (イ)事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者 及び当該事業を承継・集約される者(付加価値向上計画を作成し、同 計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。)であって、次に掲 げるものについては、それぞれに定める利率とする。
    - a 事業を承継・集約する者の最近における付加価値額が前期に比し 増加している場合については、別に定める特別利率①とする。
    - b 付加価値向上計画が、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を受けて作成されている場合については、別に定める特別利率②とする。
  - (ロ) 親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継・集約する者(新設を含む。)及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率①とする。ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率②とする。

 ② 運転資金については10年以内とする。

(3) 据置期間

5年以内とする。

- (4) 貸付利率
  - ① 設備資金

基準利率とする。ただし、次のイ及び口に掲げるものについて、それぞれ に定める利率とする。

旧

- イ 2の(1)に掲げる者に係る資金については、別に定める特別利率①とする。ただし、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合については、別に定める特別利率②、振興計画に基づく事業を行う者については、別に定める特別利率③とする。
- ロ 2の(2)に掲げる者に係る資金であって、次の(イ)から(二)に掲げる ものについては、それぞれに定める利率とする。ただし、振興計画に基づ く事業を行う者については、別に定める特別利率③とする。
  - (イ)事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者 及び当該事業を承継・集約される者(付加価値向上計画を作成し、同 計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。)であって、次に掲 げるものについては、それぞれに定める利率とする。
    - a 事業を承継・集約する者の最近における付加価値額が前期に比し 増加している場合については、別に定める特別利率①とする。
    - b 付加価値向上計画が、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を受けて作成されている場合については、別に定める特別利率②とする。
  - (ロ) 親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継・集約する者(新設を含む。)及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率①とする。ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率②とする。

- (ハ)事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約される者が新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当し、事業継続が困難となっている場合であって、当該事業継続が困難となっている者から事業を承継・集約する者(新設を含む。)及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率①とする。ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率②とする。
  - a 最近の決算期における売上高が前<u>7</u>年のいずれかの年に比し 20%以上(ただし、個人事業主又は法人の小規模事業者については、 15%以上)減少していること
  - b 最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じて いること
  - c 最近の決算期において、過剰債務の状況に陥っていること
- (二)次のいずれかに該当する者については、別に定める特別利率①とする。
  - a 株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人
  - b 事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)
  - c 事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社及び当該事業会社

# ② 運転資金

基準利率とする。ただし、次のイからハに掲げるものについて、それぞれ に定める利率とする。また、株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業本部) の既存債務の返済を資金使途とする部分については、基準利率とする。

- イ 2の(1)に掲げる者に係る資金については、別に定める特別利率①とする。ただし、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合については、別に定める特別利率②とする。
- ロ 2の(2)に掲げる者に係る資金であって、次の(イ)から(二)に掲げる ものについては、それぞれに定める利率とする。
  - (イ) 事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者

旧

- (ハ)事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約される者が新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当し、事業継続が困難となっている場合であって、当該事業継続が困難となっている者から事業を承継・集約する者(新設を含む。)及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率①とする。ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率②とする。
  - a 最近の決算期における売上高が前<u>6</u>年のいずれかの年に比し 20%以上(ただし、個人事業主又は法人の小規模事業者については、 15%以上)減少していること
  - b 最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じて いること
  - c 最近の決算期において、過剰債務の状況に陥っていること
- (二)次のいずれかに該当する者については、別に定める特別利率①とする。
  - a 株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人
  - b 事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)
  - c 事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社及び当該事 業会社

# ② 運転資金

基準利率とする。ただし、次のイからハに掲げるものについて、それぞれ に定める利率とする。また、株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業本部) の既存債務の返済を資金使途とする部分については、基準利率とする。

- イ 2の(1)に掲げる者に係る資金については、別に定める特別利率①とする。ただし、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を受けて事業承継計画を策定し、当該計画を実施する場合については、別に定める特別利率②とする。
- ロ 2の(2)に掲げる者に係る資金であって、次の(イ)から(二)に掲げる ものについては、それぞれに定める利率とする。
  - (イ) 事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約する者

旧

及び当該事業を承継・集約される者(付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。)であって、次に掲げるものについては、それぞれに定める利率とする。

- a 事業を承継・集約する者の最近における付加価値額が前期に比し 増加している場合については、別に定める特別利率①とする。
- b 付加価値向上計画が、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を受けて作成されている場合については、別に定める特別利率②とする。
- (ロ) 親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継・集約する者(新設を含む。)及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率①とする。ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率②とする。
- (ハ)事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約される者が新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当し、事業継続が困難となっている場合であって、当該事業継続が困難となっている者から事業を承継・集約する者(新設を含む。)及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率①とする。ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率②とする。
  - a 最近の決算期における売上高が前<u>7</u>年のいずれかの年に比し 20%以上(ただし、個人事業主又は法人の小規模事業者については、 15%以上)減少していること
  - b 最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じて いること
  - c 最近の決算期において、過剰債務の状況に陥っていること
- (二) 次のいずれかに該当する者については、別に定める特別利率①とする。
  - a 株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人

及び当該事業を承継・集約される者(付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる者に限る。)であって、次に掲げるものについては、それぞれに定める利率とする。

- a 事業を承継・集約する者の最近における付加価値額が前期に比し 増加している場合については、別に定める特別利率①とする。
- b 付加価値向上計画が、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関等の支援を受けて作成されている場合については、別に定める特別利率②とする。
- (ロ) 親族内に後継者が不在である等により事業継続が困難となっている者から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継・集約する者(新設を含む。)及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率①とする。ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率②とする。
- (ハ)事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により、事業を承継・集約される者が新型コロナウイルス感染症の影響により、次のいずれかに該当し、事業継続が困難となっている場合であって、当該事業継続が困難となっている者から事業を承継・集約する者(新設を含む。)及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率①とする。ただし、小規模事業者から事業を承継・集約する者及び当該事業を承継・集約される者については、別に定める特別利率②とする。
  - a 最近の決算期における売上高が前<u>6</u>年のいずれかの年に比し 20%以上(ただし、個人事業主又は法人の小規模事業者については、 15%以上)減少していること
  - b 最近の決算期において、税引前損益又は経常損益で損失を生じて いること
  - c 最近の決算期において、過剰債務の状況に陥っていること
- (二)次のいずれかに該当する者については、別に定める特別利率①とする。
  - a 株主等から自己株式又は事業用資産の取得等を行う法人

- b 事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)
- c 事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社及び当該事 業会社

ハ 2の(3)に掲げる者に係る資金については、別に定める特別利率①とする。

(5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

6 取扱期間

令和7年3月31日までとする。

別表 技術・ノウハウ等に新規性がみられる者

次のいずれかの事業を行う者

- 1 既に他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う 事業
- 2 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第16項に規定する指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業
- 3 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の8第1項に規定する特定新技術補助金等(科学技術基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第63号)による改正前の中小企業等経営強化法第2条第17項に規定する特定補助金等及び廃止前の新事業創出促進法第2条第7項に規定する特定補助金等を含む。)又は地方公共団体の技術開発に係る補助金の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業
- 4 中小企業等経営強化法第6条の規定に基づく同法施行規則第8条第5号に定めるいずれかの要件を満たす新規中小企業者が行う事業
- 5 国の認定を受けて、国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査 等を踏まえて研究開発に取り組む事業又は J-Startup プログラム若しくは J-Startup 地域版プログラムに選定された者が取り組む研究開発やその事業化

旧

- b 事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)
- c 事業会社の株式又は事業用資産を取得する持株会社及び当該事業会社

ハ 2の(3)に掲げる者に係る資金については、別に定める特別利率①とする。

(5) その他

その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1項第 1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。

6 取扱期間

令和7年3月31日までとする。

別表 技術・ノウハウ等に新規性がみられる者

次のいずれかの事業を行う者

- 1 既に他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う 事業
- 2 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第2条第16項に規定する指定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を 利用して行う事業
- 3 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第34条の8第1項に規定する特定新技術補助金等(科学技術基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第63号)による改正前の中小企業等経営強化法第2条第17項に規定する特定補助金等及び廃止前の新事業創出促進法第2条第7項に規定する特定補助金等を含む。)又は地方公共団体の技術開発に係る補助金の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業
- 4 中小企業等経営強化法第6条の規定に基づく同法施行規則第8条第5号に定めるいずれかの要件を満たす新規中小企業者が行う事業
- 5 国の認定を受けて、国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査 等を踏まえて研究開発に取り組む事業又は J-Startup プログラム若しくは J-Startup 地域版プログラムに選定された者が取り組む研究開発やその事業化

新	旧
に関する事業	に関する事業

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱

現行

(目 的)

第1条 この要綱は、生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター(以下「組合等」という。)の実施する経営指導事業を金融面から補 完し、経営指導事業の実効性を確保するため、小規模事業者が経営改善を行うに当たって必要とする小口資金の貸付けについて、貸付条件その他の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において小規模事業者とは、株式会社日本政策金融公庫(国 民生活事業本部)(以下「公庫」という。)が貸付けの対象とする生活衛生 関係営業者であって、常時使用する従業員の数が5人(旅館業及び興行場 営業については、20人)以下の会社及び個人をいうものとする。

(貸付対象者)

第3条 この貸付けの貸付対象者は、組合等の実施する経営指導事業による 指導を受けており、かつ、経営改善を行うに当たって小口資金を必要とす る小規模事業者であって、当該小口資金の借入申込について、当該営業の 属する業種に係る生活衛生同業組合の長(生活衛生同業組合が未結成の業 種にあっては、都道府県生活衛生営業指導センターの長又はその指定する 生活衛生同業組合の長)の推薦を受けた者とする。 (目 的)

第1条 この要綱は、生活衛生同業組合又は都道府県生活衛生営業指導センター(以下「組合等」という。)の実施する経営指導事業を金融面から補 完し、経営指導事業の実効性を確保するため、小規模事業者が経営改善を行うに当たって必要とする小口資金の貸付けについて、貸付条件その他の特例を設けることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において小規模事業者とは、株式会社日本政策金融公庫(国 民生活事業本部)(以下「公庫」という。)が貸付けの対象とする生活衛生 関係営業者であって、常時使用する従業員の数が5人(旅館業及び興行場 営業については、20人)以下の会社及び個人をいうものとする。

(貸付対象者)

第3条 この貸付けの貸付対象者は、組合等の実施する経営指導事業による 指導を受けており、かつ、経営改善を行うに当たって小口資金を必要とす る小規模事業者であって、当該小口資金の借入申込について、当該営業の 属する業種に係る生活衛生同業組合の長(生活衛生同業組合が未結成の業 種にあっては、都道府県生活衛生営業指導センターの長又はその指定する 生活衛生同業組合の長)の推薦を受けた者とする。

(貸付条件)

(貸付条件)

第4条 この貸付けの貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

#### 1 貸付限度

貸付限度は、1 貸付先当り 2,000 万円以内(解散前の国民生活金融公庫の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱(平成11年10月1日付け蔵政第625号・生衛発第1455号)に規定された生活衛生関係営業経営改善資金貸付に係る残高を含む。)とする。

なお、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改善資金) (解散前の国民生活金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱(昭和52年5月12日付け蔵銀第1362号・52企庁第683号)及び平成27年4月12日までに株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱(平成20年10月1日付け財政第489号)に規定された小規模事業者経営改善資金貸付を含む。)との合計額が2,000万円を超えないものとする。

- 2 貸付期間
  - 10年以内とする。
- 3 据置期間
  - 2年以内とする。
- 4 貸付利率

貸付利率は、別に定める経営改善利率とする。

なお、ここに定める貸付利率については、貸付先の信用リスクに応じ て定める利率は適用しない。

- 5 担保及び保証人 担保及び保証人は、徴しないものとする。
- 6 返済方法

第4条 この貸付けの貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

現行

#### 1 貸付限度

貸付限度は、1 貸付先当り 2,000 万円以内 (解散前の国民生活金融公庫の生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付制度要綱 (平成 11 年 10 月 1 日付け蔵政第 625 号・生衛発第 1455 号) に規定された生活衛生関係営業経営改善資金貸付に係る残高を含む。)とする。

なお、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改善資金) (解散前の国民生活金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱(昭和52年5月12日付け蔵銀第1362号・52企庁第683号)及び平成27年4月12日までに株式会社日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金貸付要綱(平成20年10月1日付け財政第489号)に規定された小規模事業者経営改善資金貸付を含む。)との合計額が2,000万円を超えないものとする。

- 2 貸付期間
  - 10年以内とする。
- 3 据置期間
  - 2年以内とする。
- 4 貸付利率

貸付利率は、別に定める経営改善利率とする。

なお、ここに定める貸付利率については、貸付先の信用リスクに応じて定める利率は適用しない。

- 5 担保及び保証人 担保及び保証人は、徴しないものとする。
- 6 返済方法

改正後	現行
返済方法は、月賦償還とする。	返済方法は、月賦償還とする。
(貸付枠)	(貸付枠)
第5条 公庫は、必要に応じて、業者数、経営指導員数、経営特別相談員数	第5条 公庫は、必要に応じて、業者数、経営指導員数、経営特別相談員数
及び推薦実績、貸付実績等を勘案して、都道府県単位に貸付枠を厚生労働	及び推薦実績、貸付実績等を勘案して、都道府県単位に貸付枠を厚生労働
省と協議のうえ定めるものとし、変更する場合もまた同様とする。	省と協議のうえ定めるものとし、変更する場合もまた同様とする。
(貸付けに係る審査)	(貸付けに係る審査)
第6条 この貸付けに係る金融審査は、公庫の責任において行うものとする	第6条 この貸付けに係る金融審査は、公庫の責任において行うものとする
が、貸付手続の迅速化を図るため、組合等の推薦手続と重複することのな	が、貸付手続の迅速化を図るため、組合等の推薦手続と重複することのな
いよう努めるものとする。	いよう努めるものとする。
(貸付決定状況の通知)	(貸付決定状況の通知)
第7条 公庫は、貸付決定状況を借入申込者及び当該借入申込に係る推薦を	第7条 公庫は、貸付決定状況を借入申込者及び当該借入申込に係る推薦を
行った組合等に通知するものとする。	行った組合等に通知するものとする。
(貸付状況等の報告)	(貸付状況等の報告)
第8条 公庫は、都道府県単位の貸付状況を四半期ごとに、また、都道府県	第8条 公庫は、都道府県単位の貸付状況を四半期ごとに、また、都道府県
単位の事故発生状況等を半期ごとに、厚生労働省に報告するものとする。	単位の事故発生状況等を半期ごとに、厚生労働省に報告するものとする。
(その他)	(その他)
第9条 本制度の貸付業務は、直接貸付で行うものとする。	第9条 本制度の貸付業務は、直接貸付で行うものとする。
第10条 公庫は、この貸付制度に関し適宜職員を組合等に派遣する等密接な協力を図るものとする。	第 10 条 公庫は、この貸付制度に関し適宜職員を組合等に派遣する等密接な協力を図るものとする。

改正後 現行

貸付に係る推薦を行った組合等に通知するものとする。

(公庫と組合等との定期協議)

との定期的な協議を行うものとする。

(取扱期間)

第13条 取扱期間は令和7年3月31日までとする。

は、別に定めるほか生活衛生資金貸付の一般の例によるものとする。

附則

(貸付限度の特例)

第1条

東日本大震災の被害を受けた者であって、

ア 岩手県及び宮城県のうち、東日本大震災復興特別区域法施行令(平成 23 年政令第409 号) 第2条に規定する東日本大震災からの復興に向けた 取組を重点的に推進する必要があると認められる区域、又は福島県に事 業所を有し事業活動を行うものであって、東日本大震災により直接の被 害を受けたもの(そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用 資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害 を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの(イに掲

第 11 条 公庫は、この貸付けの返済を遅滞した者については、その旨を当該|第 11 条 公庫は、この貸付けの返済を遅滞した者については、その旨を当該 貸付に係る推薦を行った組合等に通知するものとする。

(公庫と組合等との定期協議)

第12条 公庫は、組合等との必要な連絡、調整を図るため、支店毎に組合等 | 第12条 公庫は、組合等との必要な連絡、調整を図るため、支店毎に組合等 との定期的な協議を行うものとする。

(取扱期間)

第13条 取扱期間は令和7年3月31日までとする。

第 14 条 本貸付制度の実施に当たり、この要綱に定めのない事項について | 第 14 条 本貸付制度の実施に当たり、この要綱に定めのない事項について は、別に定めるほか生活衛生資金貸付の一般の例によるものとする。

附則

(貸付限度の特例)

第1条

東日本大震災の被害を受けた者であって、

ア 岩手県及び宮城県のうち、東日本大震災復興特別区域法施行令(平成 23 年政令第409号) 第2条に規定する東日本大震災からの復興に向けた 取組を重点的に推進する必要があると認められる区域、又は福島県に事 業所を有し事業活動を行うものであって、東日本大震災により直接の被 害を受けたもの(そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用 資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害 を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの(イに掲

げる者を除く。))

げる者を除く。))

イ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項又は第20条第5項の規定により同法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域(当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことがある区域を含む。)内に事業所を有し事業活動を行う者(そのうち、附則第1条第1項のアに規定する「これらに準ずる被害を受けた旨の証明」として、同区域内に事業所を有することの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者)

注:附則第1条第1項のア及びイを合わせて、附則第1条第1項のウにおいて「直接被害を受けた者(大企業を含む。)」という。

ウ 福島県に事業所を有し事業活動を行うもののうち、直接被害を受けた者 (大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者 (売上高等が相当程度減少している者に限る。)であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けたもの

注:「直接被害を受けた者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による直接被害を受けた者(大企業を含む。)との取引依存度が20%以上の小規模事業者であって、借入申込後3か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれるもの又は借入申込直前2か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して10%以上減少したものをいう。

のいずれかの要件を満たす者であって、小規模事業者に該当し、かつ、 組合等の策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行う イ 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害に際して、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第2項又は第20条第5項の規定により同法第15条第2項第1号の緊急事態応急対策を実施すべき区域(当該緊急事態応急対策を実施すべき区域として公示されたことがある区域を含む。)内に事業所を有し事業活動を行う者(そのうち、附則第1条第1項のアに規定する「これらに準ずる被害を受けた旨の証明」として、同区域内に事業所を有することの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者)

現行

注: 附則第1条第1項のア及びイを合わせて、附則第1条第1項のウにおいて「直接被害を受けた者(大企業を含む。)」という。

ウ 福島県に事業所を有し事業活動を行うもののうち、直接被害を受けた 者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が 相当程度減少している者に限る。)であって、当該事実に係る証明を経済 産業局長その他相当な機関又は組合等から受けたもの

注:「直接被害を受けた者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による直接被害を受けた者(大企業を含む。)との取引依存度が20%以上の小規模事業者であって、借入申込後3か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれるもの又は借入申込直前2か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して10%以上減少したものをいう。

のいずれかの要件を満たす者であって、小規模事業者に該当し、かつ、 組合等の策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行う ことが見込まれるものが、平成23年3月11日から令和7年3月31日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度は、第4条第1項に規定する貸付限度額とは別に、1,000万円(本項(附則第1条第1項)における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。)までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項(附則第1条第1項)における貸付限度額の特例による別 枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における東日本大震災 復興特別貸付制度のうち、直接被害及び間接被害に係る金利引下げ措置 に対する3,000万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する、 附則第1条第2項及び第3項による貸付けとの合計額が3,000万円を超 えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改 善資金)(平成27年4月12日までに株式会社日本政策金融公庫の小規模 事業者経営改善資金貸付制度要綱(平成20年10月1日付け財政第489 号)に規定された小規模事業者経営改善資金貸付を含む。以下同じ。)と の合計額が1,000万円を超えないものとする。

- 2 生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱(令和6年12月27日付け財政第486号、健生発1227第1号)2に規定する対象事案の影響を受けた者のうち、
  - ア 組合等の策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれるものであって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア)対象事案により直接の被害を受けた者(そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明(罹災証明書又は被害証明書のほか、被害届出証明書等を含む。)を市

ことが見込まれるものが、平成23年3月11日から令和7年3月31日までに借入れの申込みを行った場合には、その貸付限度は、第4条第1項に規定する貸付限度額とは別に、1,000万円(本項(附則第1条第1項)における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。)までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項(附則第1条第1項)における貸付限度額の特例による別 枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における東日本大震災 復興特別貸付制度のうち、直接被害及び間接被害に係る金利引下げ措置 に対する3,000万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する、 附則第1条第2項及び第3項による貸付けとの合計額が3,000万円を超 えないで、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改 善資金)(平成27年4月12日までに株式会社日本政策金融公庫の小規模 事業者経営改善資金貸付制度要綱(平成20年10月1日付け財政第489 号)に規定された小規模事業者経営改善資金貸付を含む。以下同じ。)と の合計額が1,000万円を超えないものとする。

- 2 生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱(令和6年12月27日付け財政第486号、健生発1227第1号)2に規定する対象事案の影響を受けた者のうち、
  - ア 組合等の策定する生活衛生関係営業者再建支援方針に沿って事業を行うことが見込まれるものであって、次のいずれかに該当するもの
    - (ア)対象事案により直接の被害を受けた者(そのうち、事業所又は事業活動に必要な主たる事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明(罹災証明書又は被害証明書のほか、被害届出証明書等を含む。)を市

町村長その他相当な機関から受けた者)又は対象事案に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者

注:附則第1条第2項のア(イ)において「直接被害を受けた者(大企業を含む。)」という。

(イ)直接被害を受けた者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けた者

注:「直接被害を受けた者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)」とは、対象事案により直接被害を受けた者(大企業を含む。)との取引依存度が一対象事案につき 20%以上の小規模事業者であって、借入申込後3か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して同対象事案につき15%以上減少すると見込まれるもの又は借入申込直前2か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して同対象事案につき10%以上減少したものをいう。

イ 対象事案の影響を受け、財務省及び厚生労働省が指定した状況にある 者

のいずれかの要件を満たすものであって、小規模事業者に該当するものが、 生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱2に基づき対象事案ごとに別 に通知する日から令和7年3月31日までに借入れの申込みを行った場合 には、その貸付限度は、第4条第1項に規定する貸付限度額とは別に、一 対象事案につき1,000万円(本項(附則第1条第2項)における貸付限度 の特例による別枠措置の残高を有する者については、同一の対象事案に係 現行

町村長その他相当な機関から受けた者)又は対象事案に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者

注:附則第1条第2項のア(イ)において「直接被害を受けた者(大企業を含む。)」という。

(イ)直接被害を受けた者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)であって、当該事実に係る証明を経済産業局長その他相当な機関又は組合等から受けた者

注:「直接被害を受けた者(大企業を含む。)の事業活動に相当程度依存している者(売上高等が相当程度減少している者に限る。)」とは、対象事案により直接被害を受けた者(大企業を含む。)との取引依存度が一対象事案につき 20%以上の小規模事業者であって、借入申込後 3 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して同対象事案につき 15%以上減少すると見込まれるもの又は借入申込直前 2 か月の売上額若しくは受注額が前年同期に比して同対象事案につき 10%以上減少したものをいう。

イ 対象事案の影響を受け、財務省及び厚生労働省が指定した状況にある 者

のいずれかの要件を満たすものであって、小規模事業者に該当するものが、 生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱2に基づき対象事案ごとに別 に通知する日から令和7年3月31日までに借入れの申込みを行った場合 には、その貸付限度は、第4条第1項に規定する貸付限度額とは別に、一 対象事案につき1,000万円(本項(附則第1条第2項)における貸付限度 の特例による別枠措置の残高を有する者については、同一の対象事案に係

る当該残高を含む。) までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項(附則第 1 条第 2 項)における貸付限度額の特例による一対象事案ごとの別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における危機対応特別貸付のうち、同一の対象事案に係る金利引下げ措置に対する3,000万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する附則 第1条第1項及び第3項による貸付けとの合計額が3,000万円を超えない で、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改善資金) との合計額が1,000万円を超えないものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者であって、

ア 最近 1 ヵ月間の売上高又は過去 6 ヵ月(最近 1 ヵ月を含む。)の平均 売上高が前 7年のいずれかの年の同期に比し 5%以上減少している又は これと同様の状況にある者

イ 債務負担が重くなっている者

のいずれかの要件を満たす小規模事業者が、令和2年1月29日から令和6年12月31日までに借入れの申込みを行った場合には、運転資金に限り、その貸付限度は、第4条第1項に規定する貸付限度額とは別に、1,000万円(本項(附則第1条第3項)における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。)までの額を加えて貸付けを受けることができる。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する附則 第1条第1項及び第2項による貸付けとの合計額が3,000万円を超えない で、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改善資金) との合計額が1,000万円を超えないものとする。 現行

る当該残高を含む。)までの額を加えて貸付けを受けることができる。

なお、本項(附則第1条第2項)における貸付限度額の特例による一対象事案ごとの別枠措置の残高は、日本政策金融公庫国民生活事業における危機対応特別貸付のうち、同一の対象事案に係る金利引下げ措置に対する3,000万円を限度とする限度額に含まれるものとする。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する附則 第1条第1項及び第3項による貸付けとの合計額が3,000万円を超えない で、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改善資金) との合計額が1,000万円を超えないものとする。

3 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者であって、

ア 最近 1 ヵ月間の売上高又は過去 6 ヵ月(最近 1 ヵ月を含む。)の平均 売上高が前 6年のいずれかの年の同期に比し 5%以上減少している又は これと同様の状況にある者

イ 債務負担が重くなっている者

のいずれかの要件を満たす小規模事業者が、令和2年1月29日から令和6年12月31日までに借入れの申込みを行った場合には、運転資金に限り、その貸付限度は、第4条第1項に規定する貸付限度額とは別に、1,000万円(本項(附則第1条第3項)における貸付限度の特例による別枠措置の残高を有する者については、当該残高を含む。)までの額を加えて貸付けを受けることができる。

また、組合等の経営指導・推薦を受け無担保・無保証人で融資する附則 第1条第1項及び第2項による貸付けとの合計額が3,000万円を超えない で、かつ、小規模事業者経営改善資金貸付(小規模事業者経営改善資金) との合計額が1,000万円を超えないものとする。

(貸付利率の特例)

- 第2条 平成23年3月11日から令和7年3月31日までに、附則第1条第1項に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.9%を控除した利率とする(附則第1条第1項に規定する別に貸付けを受けることができる1,000万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は0.05%とする。)。なお、貸付日から当初3年間経過後の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。
- 2 生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱2に基づき対象事案ごとに別に通知する日から令和7年3月31日までに、附則第1条第2項のア(ア)及びイの要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、財務省及び厚生労働省が指定する場合に限り、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.9%を控除した利率とし(ただし、対象事案に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者については、在庫品又は生産・営業設備の復旧に必要とするものに限る。)、附則第1条第2項のア(イ)の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、財務省及び厚生労働省が指定する場合に限り、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.9%又は0.5%を控除した利率とする(附則第1条第2項に規定する一対象事案ごとに別に貸付けを受けることができる1,000万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は0.05%とする。)。なお、貸付日から当初3年間経過後の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。

(貸付利率の特例)

第2条 平成23年3月11日から令和7年3月31日までに、附則第1条第1項に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.9%を控除した利率とする(附則第1条第1項に規定する別に貸付けを受けることができる1,000万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は0.05%とする。)。なお、貸付日から当初3年間経過後の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。

現行

生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱2に基づき対象事案ごとに別に通知する日から令和7年3月31日までに、附則第1条第2項のア(ア)及びイの要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、財務省及び厚生労働省が指定する場合に限り、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.9%を控除した利率とし(ただし、対象事案に伴う停電等により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者については、在庫品又は生産・営業設備の復旧に必要とするものに限る。)、附則第1条第2項のア(イ)の要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、財務省及び厚生労働省が指定する場合に限り、貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率から0.9%又は0.5%を控除した利率とする(附則第1条第2項に規定する一対象事案ごとに別に貸付けを受けることができる1,000万円までの貸付額に関する部分に限ることとし、本特例による利率の下限は0.05%とする。)。なお、貸付日から当初3年間経過後の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別に定める経営改善利率を適用する。

3 令和2年1月29日から令和6年12月31日までに、附則第1条第3項の | 3 令和2年1月29日から令和6年12月31日までに、附則第1条第3項の 要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、附則第1条第3項 に規定する別に貸付けを受けることができる 1,000 万円までの貸付額に関 する部分に限り、利率の下限は0.05%とする。

(取扱期間の特例)

- 第3条 平成23年3月11日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条 第1項の要件に該当するものについては、貸付当初に溯り附則第1条第1 項及び第2条第1項の特例を適用できるものとする。
- 2 生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱 2 に基づき対象事案ごとに 2 生活衛生関係営業危機対応特別貸付制度要綱 2 に基づき対象事案ごとに 別に通知する日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第2項の要 件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第2項、第2条 第2項、第4条及び第5条の特例を適用できるものとする。
- の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第3項、第 2条第3項、第4条及び第5条の特例を適用できるものとする。ただし、 この場合の貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別 に定める経営改善利率から 0.9%を控除した利率とする。
- 4 附則第1条第3項の要件に該当するものであって、令和2年1月29日か 4 附則第1条第3項の要件に該当するものであって、令和2年1月29日か ら令和6年12月31日までに行われた借入申込については、令和7年3月 31 日までの間に限り、その貸付けを行うことができる。

(貸付期間の特例)

第4条 附則第1条第2項のイの要件に該当する者については、第4条第2 | 第4条 附則第1条第2項のイの要件に該当する者については、第4条第2 項の規定にかかわらず、貸付期間を設備資金にあっては20年以内、運転資

現行

要件に該当する者が借入れの申込みを行った場合には、附則第1条第3項 に規定する別に貸付けを受けることができる 1,000 万円までの貸付額に関 する部分に限り、利率の下限は0.05%とする。

(取扱期間の特例)

- 第3条 平成23年3月11日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条 第1項の要件に該当するものについては、貸付当初に溯り附則第1条第1 項及び第2条第1項の特例を適用できるものとする。
- 別に通知する日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第2項の要 件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第2項、第2条 第2項、第4条及び第5条の特例を適用できるものとする。
- 3 令和2年1月29日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第3項 │ 3 令和2年1月29日以降に貸付けを受けた者であって、附則第1条第3項 の要件に該当するものについては、貸付当初に遡り附則第1条第3項、第 2条第3項、第4条及び第5条の特例を適用できるものとする。ただし、 この場合の貸付日から当初3年間の貸付利率は、第4条第4項に掲げる別 に定める経営改善利率から 0.9%を控除した利率とする。
  - ら令和6年12月31日までに行われた借入申込については、令和7年3月 31日までの間に限り、その貸付けを行うことができる。

(貸付期間の特例)

項の規定にかかわらず、貸付期間を設備資金にあっては20年以内、運転資

改正後	現行
金にあっては15年以内とする。また、附則第1条第3項の要件に該当する	金にあっては15年以内とする。また、附則第1条第3項の要件に該当する
者については、貸付期間を20年以内とする。	者については、貸付期間を 20 年以内とする。
(据置期間の特例)	(据置期間の特例)
第5条 附則第1条第2項のイ及び第3項の要件に該当する者については、	第5条 附則第1条第2項のイ及び第3項の要件に該当する者については、
第4条第3項の規定にかかわらず、据置期間を5年以内とする。	第4条第3項の規定にかかわらず、据置期間を5年以内とする。

# 現行

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱

#### 生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付制度要綱

#### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業 況悪化を来している生活衛生関係営業者であって、中長期的には、その業 況が回復し、かつ、発展することが見込まれる生活衛生関係営業者の必要 とする貸付けに関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的と する。

#### 2 貸付対象

生活衛生関係営業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)の要件を満たすもの

- (1) 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上 高が前7年のいずれかの年の同期に比較して5%以上減少していること又 はこれと同様の状況にあること
- (2) 債務負担が重くなっていること
- (3) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

#### 3 資金使涂

2に掲げる者が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金(ただし、株式会社日本政策金融公庫法施行令 (平成20年政令第143号。以下「令」という。)第8条第1号に規定する資金 又は令第8条第3号に規定する資金とする。なお、令第8条第3号に規定する

# 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に、売上の減少など業 況悪化を来している生活衛生関係営業者であって、中長期的には、その業 況が回復し、かつ、発展することが見込まれる生活衛生関係営業者の必要 とする貸付けに関し、貸付利率、貸付限度等に特例を設けることを目的と する。

## 2 貸付対象

生活衛生関係営業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、(3)の要件を満たすもの

- (1) 最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月(最近1ヵ月を含む。)の平均売上 高が前6年のいずれかの年の同期に比較して5%以上減少していること又 はこれと同様の状況にあること
- (2) 債務負担が重くなっていること
- (3) 中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること

# 3 資金使途

2に掲げる者が、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金(ただし、株式会社日本政策金融公庫法施行令 (平成20年政令第143号。以下「令」という。)第8条第1号に規定する資金 又は令第8条第3号に規定する資金とする。なお、令第8条第3号に規定する

資金については、既存債務(株式会社日本政策金融公庫業務方法書第6条に 定める生活衛生資金貸付に限る。)を有しており、既存債務の返済を資金 使途に含む場合に限る。) 資金については、既存債務(株式会社日本政策金融公庫業務方法書第6条に 定める生活衛生資金貸付に限る。)を有しており、既存債務の返済を資金 使途に含む場合に限る。)

- 4 貸付方式 直接貸付
- 5 貸付条件
- (1) 貸付限度額 既往貸付残高にかかわらず 8,000 万円とする。
- (2)貸付利率基準利率とする。
- (3)貸付期間20年以内とする。
- (4)据置期間5年以内とする。
- (5) 担保担保は徴しないものとする。
- (6) 保証人

株式会社日本政策金融公庫業務方法書第 6 条第 9 号の定めるところによる。ただし、次の①及び②の要件を満たしており、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人については、保証人を徴しないことができる(既に本貸付制度による貸付けを受けているものを含む。)。

① 法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていることにつ

- 4 貸付方式 直接貸付
- 5 貸付条件
- (1) 貸付限度額 既往貸付残高にかかわらず 8,000 万円とする。
- (2)貸付利率基準利率とする。
- (3)貸付期間 20年以内とする。
- (4) 据置期間5年以内とする。
- (5) 担保 担保は徴しないものとする。
- (6) 保証人

株式会社日本政策金融公庫業務方法書第 6 条第 9 号の定めるところによる。ただし、次の①及び②の要件を満たしており、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人については、保証人を徴しないことができる(既に本貸付制度による貸付けを受けているものを含む。)。

① 法人と経営責任者の一体性の解消が一定程度図られていることにつ

改正後	現行
いて、公庫が確認できること	いて、公庫が確認できること
② 債務超過でないこと	② 債務超過でないこと
(7) その他	(7) その他
その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1	その他の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書第3条第1
項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。	項第1号ハに規定する生活衛生資金貸付の定めのとおりである。
6 取扱期間	6 取扱期間
令和6年12月31日までとする。ただし、当該取扱期間に行われた借	令和6年12月31日までとする。ただし、当該取扱期間に行われた借
入申込については、令和7年3月31日までの間に限り、その貸付けを行	入申込については、令和7年3月31日までの間に限り、その貸付けを行
うことができる。	うことができる。